



中津市自治研究センター主催「地方自治講演会」

福澤諭吉の地方『分権論』

2024年2月3日
於 小幡記念図書館

慶應義塾大学名誉教授
小室正紀

1

はじめに—この講演のねらい

- 福澤諭吉の明治9 (1876)年の著作『分権論』(同10年刊)を材料に、福澤の地方分権・地方自治の考えを紹介
- なぜ、福澤は『分権論』を書いたのか？
明治9年時点での目的 (短期の目的)
日本の近代化全体を見据えた目的 (長期の目的)
- 現在のわれわれは、福澤の地方分権論・地方自治論をどのように受け止めるべきか

2

福澤諭吉の略歴(1)

* 略歴は『福翁自伝』および『福澤諭吉事典』による

- 天保5(1835)生—明治34(1901)年歿
- 中津藩下士 (十三石二人扶持；五反百姓程の収入) の家に二男三女の末子として生まれる
- 十八ヶ月で父が死に、貧しい母子家庭で育ち、門閥制度の重圧を体験
- 十四・五歳から儒学、十九歳から蘭学を学ぶ
- 安政5 (1858)年、江戸中津藩中屋敷に蘭学塾 (後の慶応義塾のルーツ) を開くが、翌年英学に転じ、それを独学で習得

3

福澤諭吉の略歴(2)

- 幕末に幕府の派遣団に加わり欧米とそのアジア植民地を見聞し、一刻の猶予もなく日本は近代化しなければならないことを、焦燥感をもって確信する
- その後、文久3(1863)年以降、自分の塾で、日本の近代化を担う若者の教育を本格化
- 慶応2(1866)年頃以降、『西洋事情』、『学問のすゝめ』、『文明論之概略』を始めとして、多くの書籍 (55タイトル) を刊行し、広く人々へ文明への道を説く



『分権論』執筆同年の福澤諭吉

4

福沢諭吉の略歴(3)

- 明治維新以降、新政府より幾度も官僚として招聘されたが、全て断り民間の立場を貫いた
- 明治13(1880)年、市民 (citizen)が相互に情報・意見を交換し、互いに成長を促すクラブとして交詢社を設立する
- 明治15(1882)年、新聞『時事新報』を創刊し、同紙を通じて自らの思想を人々に説くと共に、同紙を明治時代を代表する高級紙(quality paper)に育て上げる
- それ以降は、全ての著作は、まず『時事新報』に連載し、その後にもとめて単行書として出版した

5

『分権論』(明治9年)の地方自治論：国権の区別

- 国権 政権 「ガールメント」 government →中央政府
治権 「アドミニストレーション」 administration p49
- 政権 全国法制定、軍事、中央政府のための徴税、貨幣発行、外交etc.
「全国一般に及ぼして恰(あたか)も一様平面の如くならしむるの権力」 p49
「政権中央に集合せざれば、国、その国を為さず」 p52
- 治権 警察、公共土木(道路・橋梁・堤防)、学校、寺社、公園、衛生、地方行政費の徴収 etc.
「国内各地の便宜に従い事物の順序を保護してその地方に住居する人民の幸福を謀る」 権力 p49
⇨ 治権は地方に任せるべき

6

なぜ治権を地方に分けるべきなのか

* 以下では治権を地方に分けることを分権と述べる

➤ 福沢は常に大目標と当面の時事策を考える

「万世の理論と今日の権論」 p2

「永久の得失」と「今日の実際」 p80

- ①機能として
- ②当面の士族問題対策のため
- ③日本の独立(国民国家形成)のため
- ④文明のため

7

なぜ分権か—機能として(1)

➤ 地方毎に経済(農工商)や人々の風俗習慣に違いがある

▶ その風俗習慣の中に「自から実の便利を備うるもの」 p51

▶ 「この緻密微妙なる風俗習慣に依て治道を施し、各地の人民をしてその所を得せしめんとすることなれば、その治権決して全国一様になるべからず。地方永住の人にして始めて地方の情実を詳にすべきなり」 p51

8

なぜ分権か—機能として(2)

- ▶ 経済の問題にたとえる
 - ▶ 先進国の経済を学ぶ必要
 - ▶ 政府は「先進先覚の人物」を抱えており、先進国経済のあり方を示し、人民の「睡眠を驚破」できる。しかし、「実際の術」については、人民の方が「習慣によりて熟知」している p55-6
 - ▶ 政府は、「文明の事物」の「絵図雛形」を掲げるのみでよい p56
「政府自から実地の事を行わんとするときは、その弊害挙て云うべからず」 = 「浪費乱用」 ex.病院、学校、商売工業 p57
 - ▶ 「政権は中央の政府に集合せざるべからず、治権は全国の各地に分たざるべからず、二権を併して集むべからず」 p63

9

なぜ分権か—士族問題対策として(1)

- ▶ 士族問題=士族の不满
 - ▶ 明治2年 長州奇兵隊の乱
 - ▶ 同 7年 佐賀の乱
 - ▶ 同 9年10月 熊本神風連の乱
 - ▶ 同 10月 長州萩の乱 以上p13
 - ▶ 同 11月 『分権論』執筆
 - ▶ 同 10年 2月 西南の役(～同年9月) 西郷隆盛
 - ▶ 同 11月 『分権論』出版

10

なぜ分権か—士族問題対策として(2)

- ▶ 士族問題の原因分析
 - ▶ 士族のアイデンティティー
「日本の士族は数百年の久しき、その生を政治上に養い……
政治上の生を保つ者の如し」 p7
士族固有の気力 = 忠義武勇の心掛け
→ 政治的使命を果たすことに生きがい
 - ▶ 明治維新により士族はどうなったか p8-33
 - 改進黨
 - A. 政府・政府系の組織に地位を占める者
 - B. その志を達すべき地位なき者 → 民権家
 - 守旧の党 (士族の7、8割)
 - C. 士族固有の気力を持続し、日本固有の政治体制の保存を願う者

11

なぜ分権か—士族問題対策として(3)

- ▶ 士族問題の原因分析 (つづき) : アイデンティティーの喪失
 - ▶ C: 「守旧者流は日本国を見失い、旧の黒衣の日本国を求めてその所在を得ざる者なり」 p16
 - ▶ B: 「改進黨流は旧日本の棄つべきを知て之を棄て、明に之を棄つるに果敢なりしかども、未だ新日本の所在を見出さざる者なり」 p16
 - ▶ B・Cは、自らのアイデンティティーを実現する場を得られないか、アイデンティティーを見失っているか
 - ▶ Aに対する不平を共有する点でB、Cが連合する → 士族反乱

12

なぜ分権か—士族問題対策として(4)

- ▶ 共に改進へ進むための目標と地位を与え彼らを近代化する
=能力と公的精神を持っている者に、それを生かす場を与える

「(改進者流も守旧者流も) 方向を共にして同一様の道に進まんとするには、先ずその向う所を改進の方に定めて確固不拔の標的を示し、彼の国事の局外に居る者をしてその標的に向うべきの地位を得せしめ、以て守旧士族の働を間接に変形せしむるの一策あるのみ」 p48

- ▶ そのためには治権を担わせる
 - ▶ B・Cは「騎者にして馬を失い、射者にして弓を得ざるが如し」 p64
 - ▶ 「今日に於てこの弓馬の在る所を求めば、前段所記の治権を分て之に任ずるの外手段なかるべし。即ち局外の人をしてその所を得せしめ、間接に守旧士族の働きを変形せしむるの手段とは是の謂なり」 p64

13

なぜ分権か—日本の独立のため(1)

- ▶ 地方自治は、国民国家を形成する第一歩

- ▶ 国民国家：国は自分たちの利益を守るものであるから大切
「推考の愛国心」 p68 (トクヴィル Alexis de Tocqueville による)
- ▶ 「中央の政府は政権を執り、地方の人民は治権を執り……人々始めて日本国の所在を発見して、公私の利害、その集まる所の点を一様にするを得べきなり」 p70

治権に参画することで、近代国家をわが事と感じ、そこにおける公私の利害はいかにあるべきかがわかる。

14

なぜ分権か—日本の独立のため(2)

- ▶ 開国により、経済・学問・技術など全てにおいて民間レベルで対応しなければならない。
- ▶ 急に門を開いて多数の来客で雑踏混乱いる家のようなもので、逐一主人の命令を伝える暇はない。子弟も使用人も全てに者が自分の工夫で応接する以外にない。
- ▶ それには「人々をして自治の習慣を養成して外国の交際を維持」
この自治の習慣を養うには
「先ず自国に在て自治の地位を占め、然る後に外交にも及ぼすべきのみ。その自治の地位を占め自治の精神を養うの路は、地方の治権を執て公共の事に参与するより外に、実地の良策あるべからず」

p88-9

15

なぜ分権か—日本の独立のため(3)

- ▶ 中央集権と分権の長所・短所
 - ▶ 「政府の事は活発迅速」
しかし「銭の勘定に至て割に叶わざるもの多し」 p82
 - ▶ 人民公共の事は「仲間の中に様々の異論……徒に時日を費し」 p84
しかし「人民公共の事は、恰も人々自から利し自から愛するの性情」で行うので、費用の収支に「無理の行わるゝこと少なきもの」 p83
- ⇨ 「官の事は財を失い、人民の事は時を失う」 p84

16

なぜ分権か —日本の独立のため(4)

- 利害は五分五分なら日本国の独立のために分権を進める
 - ▶ 「人々をして日本国の所在を知らしめ、推考の愛国心を永遠に養い、独立の幸福を後世子孫に譲らんとするには、今よりその方向を定めるの外に手段なかるべし」 p85
 - ▶ 「人民に権力を授けるは小児の手に利刀を渡すが如し……この小児をしてこの刀を御せしめんとするには、瞑目して之に利刀を渡し、その自から懲り自から慣るゝの日を待つの一法あるのみ」 p85
 - ▶ 「分権の決定、今まさにその時なるか。若し夫れ果して然らば、徒に顧慮して時期を誤ること勿かるべし」 p86
- ⇒ 治権（自治）を担うことを通して、
自分たちの社会（国）を守る意識を育てる

17

不慣れでも時間がかかっても行うべき

- 分権反対論：平民・士族・学者士君子は「事を執るの習慣」に乏しく、彼らに任せるのは「有害無益」 p74
- それへの反論
 - 「凡そ人類の子として、生まれながら公共の事務に慣れたる者はあるべからず。事に慣るゝとは、その事に当て幾多の得失を試み幾多の歳月を経て処置の術を得ることなり。故に事に当るの地位を得ざれば習慣を得るの路あるべからず」 p78
 - 試行錯誤して「治権の整頓に至るまで十年を以て待つべからず、二十年を以て期すべからず、恐らくは余が生涯の中にはその成功を見ることなかるべし」 p80

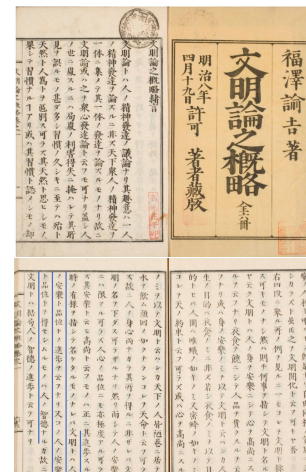
18

日本の独立は究極の目的か？

- 『分権論』最終段落の投げかける課題
 - この本をでは、「国の所在を明らかにせんことを務めた」
 - しかし卓見の識者は、「国事の外」を考え、愛国心も「一種の熱慾」とし、百千年先を見据えた「人間社会の進歩」を考える。
 - しかし、そのような「高尚なる議論を述べるも、之をよく解する者」は少ない。
 - 今は、「今の時を救うに急なり。他は之を後日に期す。」 以上p91
- ⇒ 別に「国」を超えた「人間社会の進歩」という「高尚なる議論」があることを述べてこの書を結んでいる。
「人間社会の進歩」とは、福沢の思想においては「文明」

19

文明とは何か（『文明論之概略』明治8年）



- 「人間の目的は唯文明に達するの一事あるのみ」 p75
- 「文明とは人の安楽と品位の進歩を云うなり。又この人の安楽と品位とを得せしむるものは人の智徳（聡明叡智）なるが故に、文明とは結局、人の智徳の進歩と云て可なり」 p62

20

文明はいかに進むか＝いかに智徳は進歩するか

➤進んだ西洋と遅れた日本の違い

- 「西洋の文明の他に異なる所は、人間の交際に於てその説一様ならず、諸説互に並立して互に和することなきの一事にあり」^{p214}

→「漸く相近づき、遂に合して一となり」^{p232}

- 日本「諸説並立するを得ず」^{p232} やっぱり、横並び、同調圧力、絆・ともに

➤「諸説並立」を可能にするも

- 権力の分散（「権力の偏重」がない）

→（自由⇔「多事争論」「諸説並立」⇔「自由の気風」）

→「聡明叡智」（智徳）の進歩^{p35（第2章）および第8章}

- 権力の分散の例：西洋の自治都市（「フレイ・シチ」^{free city}）

＝地方分権の歴史上の例

以上『文明論之概略』による

21

文明の進歩と地方分権

- 「二権を併して集むべからず」と主張する『分権論』には、権力の分散こそが「智徳」を進めるという文明論が底流している、例えば

➤強大な中央集権は人々を姑息にする

- ▶中央に政権ばかりでなく治権も集合する時

→「非常の勢力を生ずる」

→「人をして平常毎時、自己の意思を棄て、他の鼻息を仰ぐに至らしむ」^{p53-4}

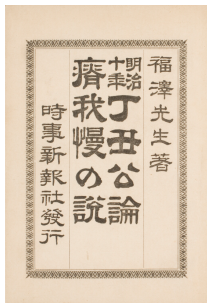
→「人を孤立せしめ個々に就て之を威服する」^{p54} 自由な意見の交換がない

集権は、「多事争論」・「諸説並立」を閉塞させる

⇔文明の進歩のためには治権を分けることは重要

22

「自己の意思」と『明治十年丁丑公論』



➤『丁丑公論』とは

- 明治10年、政府・言論界・世論が挙げて西郷隆盛を批判するなか、武力を用いた点は否定しつつも、精神としては「日本国民抵抗の精神」を示したものとして西郷を評価。ただし公表はしなかった（死後明治34年刊行）

- 政府の専制は「之を放頓すれば際限あることなし。……今これを防ぐの術は、唯これに抵抗するの一法あるのみ。世界に専制の行わる間は、之に対する抵抗の精神を要す。」^{p34}

- 「西郷氏は政府に抗するに武力を用いたる者にして、余輩の考とは少しく趣を殊にする所あれども、結局その精神に至ては間然すべきものなし」^{p34}

⇔文明の進歩には「抵抗の精神」が不可欠

23

むすび：分権・抵抗の精神・独立・文明

- 『分権論』で福沢は、アイデンティティーを喪失していた士族に「治権」を担う機会を与えることで、彼らを改進黨（文明）の担い手に変ずることを考えていた

- 『分権論』で福沢は、人々が「治権」を担うことを通して「自治の習慣」を身につけ「日本国の所在」を理解すること（国民国家を自らのこととして発見すること）が、日本国の独立には必須だと考えた

- 『分権論』（脱稿明治9年）、『丁丑公論』（同10年）には、『文明論之概略』（脱稿明治8年）の文明観が底流している

- その文明観は、権力の分散、多様性（多事争論、諸説並立）の中から「智徳」が進歩し文明が進むという思想である

24

むすび：分権・抵抗の精神・独立・文明（つづき）

- 『分権論』では、「自己の意思を棄て、他の鼻息を仰ぐ」ようにならない制度として分権を主張した。
- 『丁丑公論』では、多様性を守り文明を進歩させるには、長い物に巻かれない「抵抗の精神」が不可欠であることを述べる。
- 『分権論』と『丁丑公論』には文明のための多様性という共通の問題意識が流れている。
- 『分権論』で福沢が我々に投げかけている問題
 - ▶ 30年来の日本の停滞は、多様性（多事争論・諸説並立）の欠如？
そうだとすれば、われわれは、社会の多様性の大きな鍵として地方自治を考えているか？ 横並び地方自治？
 - ▶ われわれは、地方自治を文明の進歩と結びつけて考えているか？

25

参考文献

- 福沢諭吉『分権論』明治10年、『福沢諭吉著作集』第7巻（慶應義塾大学出版会、2003年）pp.2-98.
- 同 『文明論之概略』明治8年、『福沢諭吉著作集』第4巻（慶應義塾大学出版会、2002年）.
- 同 『明治十年 丁丑公論』明治34年、『福沢諭吉著作集』第9巻（慶應義塾大学出版会、2002年）、pp.31-74.

* 書籍の画像はすべて慶應義塾デジタルメディアコレクションによる

* 福沢諭吉肖像写真は慶應義塾福沢研究センター所蔵写真

26